

## 鶴居村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 2,561	千円 4,012,064	千円 53,588	千円 548,220	% 13.7	% 13.4

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

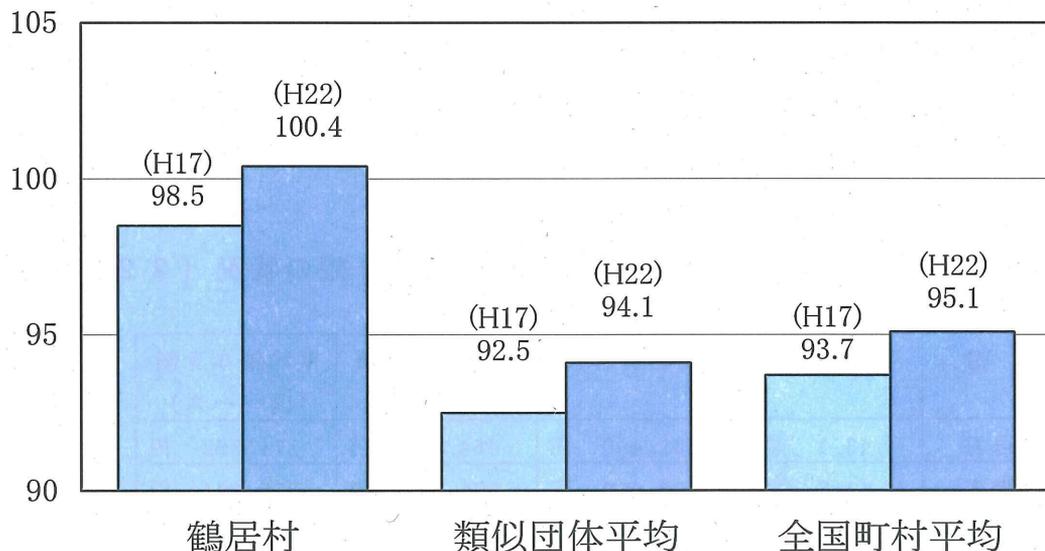
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 52	千円 216,335	千円 32,989	千円 80,250	千円 329,574	千円 6,338	千円 5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**2 一般行政職給料表の状況の状況(22年4月1日)**

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

**3 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	43.1 歳	331,400 円	364,860 円	371,362 円
北海道	44.9 歳	328,099 円	396,514 円	375,024 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	42.9 歳	315,994 円	353,550 円	346,037 円

②税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	35.2 歳	262,400 円	281,050 円	276,950 円
北海道	—	—	—	—
国	42.7 歳	375,438 円	—	445,250 円
類似団体	40.7 歳	298,800 円	345,418 円	324,527 円

③医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	56.3 歳	722,500 円	818,200 円	829,192 円
北海道	—	—	—	—
国	48.8 歳	484,473 円	—	815,480 円
類似団体	47.3 歳	710,688 円	1,333,699 円	946,652 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	40.1 歳	307,900 円	354,633 円	331,058 円
北海道	—	—	—	—
国	45.5 歳	318,285 円	—	348,250 円
類似団体	42.0 歳	296,132 円	331,244 円	309,040 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鶴居村	38.1 歳	302,800 円	310,433 円	308,544 円
北海道	—	—	—	—
国	40.2 歳	320,702 円	—	363,932 円
類似団体	41.1 歳	286,556 円	308,475 円	299,264 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(22年4月1日現在)

区 分	鶴 居 村	北 海 道	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	159,285 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	129,592 円	140,100 円
税 務 職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	140,100 円	—	—
看護・保健職	短大3卒	160,200 円	—	—
福 祉 職	短大卒	152,800 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（22年4月1日現在）

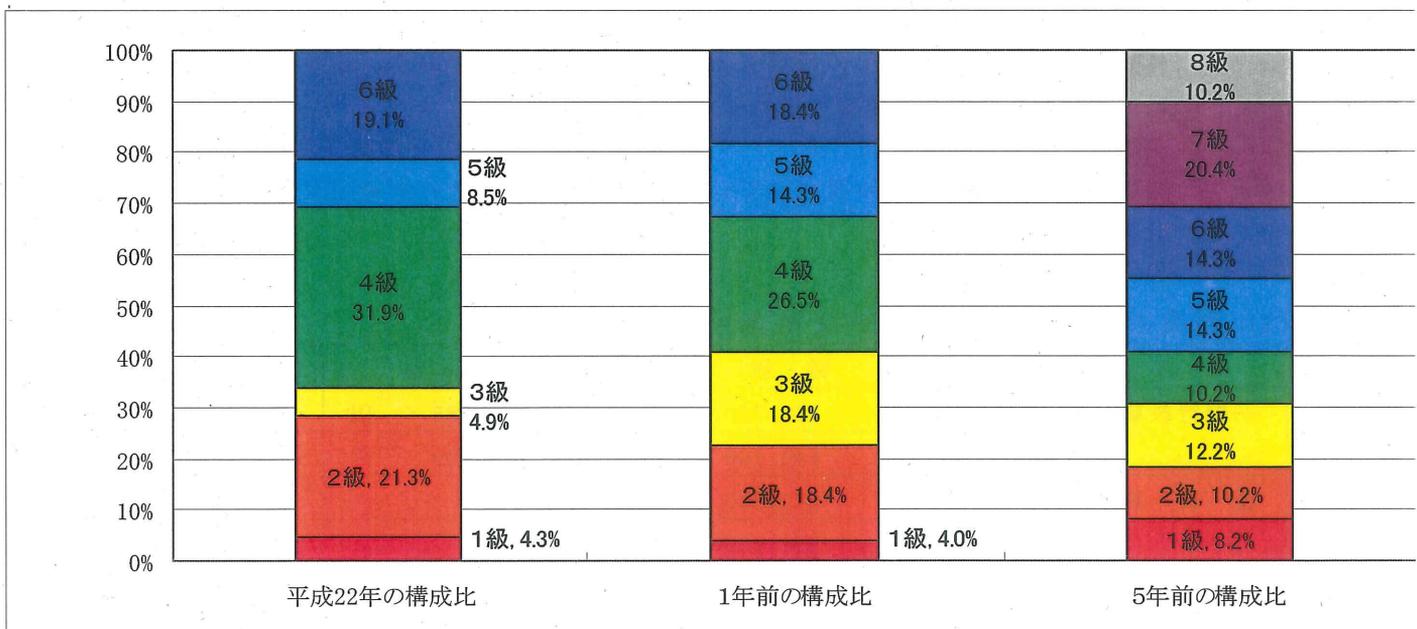
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	317,450 円	—
	高校卒	211,900 円	258,100 円	332,700 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長	9 人	19.1 %
5 級	課長補佐	4 人	8.5 %
4 級	係長、主査	15 人	31.9 %
3 級	係長、主査	7 人	14.9 %
2 級	主事	10 人	21.3 %
1 級	主事補	2 人	4.3 %

- (注) 1 鶴居村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 19年4月1日より、給与構造の見直しに伴い給料表も8級制から6級制に改正

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度においては、勤務成績を反映させず一律支給。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴 居 村	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,677 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,669 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職段階別加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成22年度においては、勤務成績を反映させず一律支給。

(2) 退職手当(22年4月1日現在)

鶴 居 村	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) (3~30%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額 16,138 千円	( )

(3) 地域手当

(〇年4月1日現在)

支給実績(〇年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(〇年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	3,000	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	3,000	千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	1.8	%
手当の種類(手当数)	1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
研究手当	診療所長	研究業務
		左記職員に対する支給単価 月額250,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	1,080	千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	19	千円
支給実績(20年度決算)	975	千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	17	千円

(6) その他の手当(22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	別紙に掲載	同じ	—	9,415 千円	168,117 円
住居手当	別紙に掲載	異なる	別紙に掲載	3,438 千円	61,399 円
通勤手当	別紙に掲載	異なる	別紙に掲載	846 千円	15,108 円
管理職手当	別紙に掲載	異なる	別紙に掲載	8,935 千円	159,558 円
休日勤務手当	別紙に掲載	異なる	別紙に掲載	1,765 千円	31,518 円
宿日直手当	一般の宿日直4,200円/日	—	—	500 千円	8,925 円
寒冷地手当	別紙に掲載	同じ	—	6,305 千円	112,584 円

(注) 寒冷地手当は、村長等にも支給されているが、上記の支給実績には含んでいない。村長等の支給実績については、「5 特別職の報酬等の状況」に記載。

## 6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	734,000 円	( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長	623,000 円		786,000 円 / 327,500 円	
	収 入 役	— 円		634,000 円 / 420,000 円	
報 酬	議 長	307,000 円	( ) 円	585,000 円 / 585,000 円	
	副 議 長	246,000 円		307,000 円 / 150,000 円	
	議 員	193,000 円		251,000 円 / 119,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(21年度支給割合)			
	副 市 町 村 長	4.05	月分		
	収 入 役				
	議 長	(21年度支給割合)			
退 職 手 当	副 議 長	4.05	月分		
	議 員				
	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料×在職年数×5.126	(1期の手当額) 1,505 万円	(支給時期) 任期毎	
	副 市 町 村 長	給料×在職年数×3.234	806 万円	任期毎	
寒 冷 地 手 当	収 入 役	—	—	—	
	備 考				
寒 冷 地 手 当	市 区 町 村 長	(21年度支給実績)			
	副 市 町 村 長	131,900 円			
	収 入 役	131,900 円			
		— 円			

(注) 1 給料及び報酬の ( ) 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

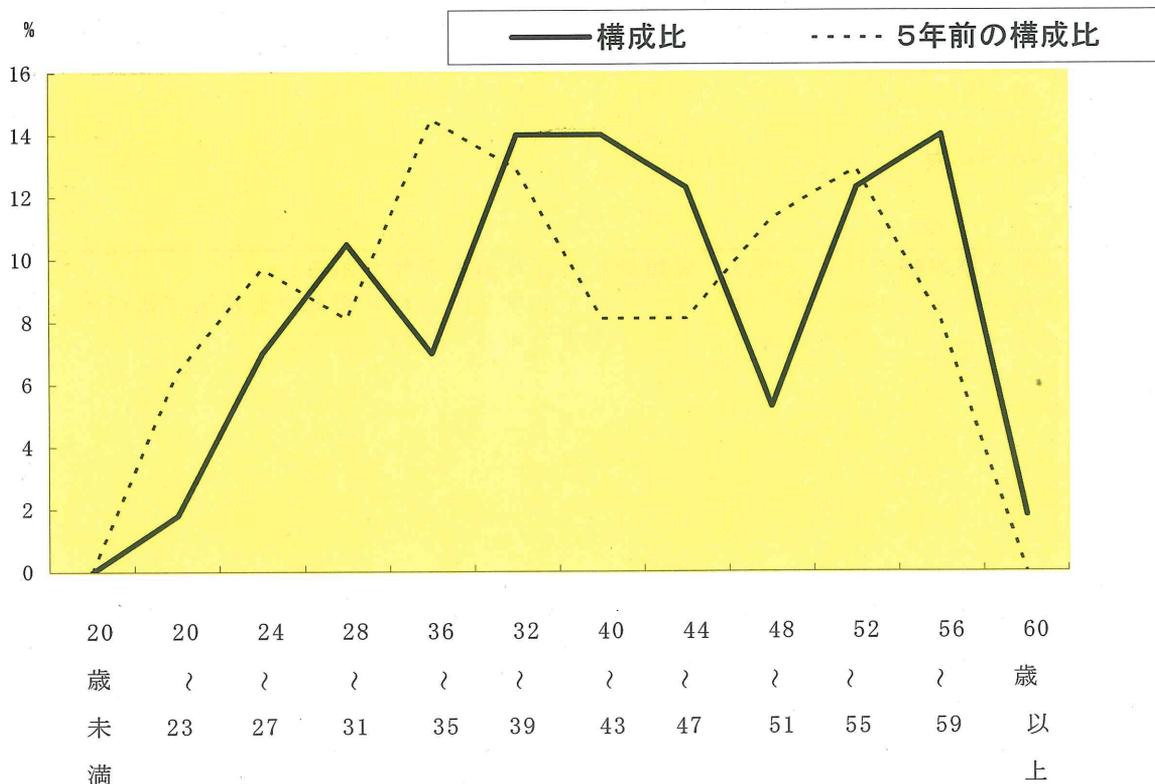
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減	主な増減理由	
			平成22年	平成21年			
普通 会 計 部 門	一般行政	議 会	2	2	0	?	
		総務	17	16	+1		
		税務	2	2	0		
		農林産	7	7	0		
		商工	1	1	0		
		土木衛生	5	5	0		
	計		7	8	-1	退職者の不補充による減(△1)	
			6	7	-1	組織・機構の改革に伴う減(△1)	
	部	計		47	48	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 183.52 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 162,78 人)
		教育部門		6	7	-1	組織・機構の改革に伴う減(△1)
門	小計		53	55	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 206.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 196,43 人)	
	水道		1	1	0	後期高齢者医療事業への出向終了による減(△1)	
公 営 会 計 業 部 門	水	1	1	0			
	下の他	2	3	-1			
小計		4	5	-1			
合計			57	60	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 222.57 人	
			[ 66 ]	[ 66 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(22年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	1 人	4 人	6 人	4 人	8 人	8 人	7 人	3 人	7 人	8 人	1 人	57 人

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
62 人	59 人	△3 人	△4.8 %

#### (参考) 鶴居村むらづくり自立プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成29年3月31日	55 人

#### ② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

区 分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17～22年 計	(参考) 数値目標
職員数	62	59	59	60	60	57	-5	59
増 減	—	-3	0	1	0	-3	(166.7%)	-3

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 別紙

## 4. (6) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

鶴居村の内容及び支給単価	国の内容及び支給単価
<b>扶養手当</b>	
配偶者 → 月額 13,000円 配偶者以外 → 月額 6,500円 1人(配偶者なし) → 月額 11,000円 特定期間の加算 → 月額 5,000円	同じ
<b>住居手当</b>	
1.対象金額が12,000円を超える家賃 (1)月額23,000円以下 → 家賃月額 - 12,000円 (2)月額23,000円を超える → (家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (3)月額55,000円以上 → 27,000円 2.自己の所有に属する住宅に居住している職員で、 住宅の所有が本人であるもの → 月額 7,500円	1.同じ      2.支給せず
<b>通勤手当</b>	
通勤のために自動車等の使用を常例とすること 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 片道2km以上であること → 1kmあたり15円で21日分	km数に応じて定額
<b>管理職手当</b>	
課長・室長・議会事務局長・診療所長 → 給料月額100分の10 課長補佐 → 給料月額100分の8	管理職員の属する職務の級における最高号俸の 給料月額100分の25を超えない範囲内
<b>休日勤務手当</b>	
休日及び年末年始において勤務することを命ぜられた職員は、勤務1時間当たりの支給額を算出  $\frac{\text{給料月額} \times 12}{1 \text{週間あたりの勤務時間} \times 52}$ 算出額 × 支給割合 × 勤務時間数 = 手当額  支給割合 午前5時～午後10時 100分の135 午後10時～午前5時 100分の160	休日及び年末年始において勤務することを命ぜられた職員は、勤務1時間当たりの支給額を算出  $(\text{給料月額} + \text{給料月額に対する地域手当月額}) \times 12$ 1週間あたりの勤務時間 × 52  算出額 × 支給割合 × 勤務時間数 = 手当額  支給割合 午前5時～午後10時 100分の135 (※150) 午後10時～午前5時 100分の160 (※175) ※月60時間を超過した場合の支給割合
<b>宿日直手当</b>	
一般の宿日直 4,200円/日 勤務時間が5時間未満の場合100分の50	同じ
<b>寒冷地手当</b>	
1.世帯主で (1)扶養親族のある職員 → 年額 131,900円 (2)扶養親族のない職員 → 年額 72,900円 2.その他の職員 → 年額 51,700円	1.同じ     2.同じ